

◆ 関市自治基本条例の検証の進め方について

前々回（令和５年度第２回）の審議会において、関市自治基本条例が社会情勢の変化に対応し、かつ、条例の実効性が確認できるよう、５年ごとに条例の検証を進めていく旨の申し合わせがあった。この条例の検証にあたり、以下の視点と工程をもって進めていきたい。

1 検証の視点

検証にあたっては、次に挙げる視点を参考に検証していきます。

(１) 運用状況の視点

- ア 運用（施策や取組として適正かつ十分な運用があるか。）
- イ 成果/効果（運用の結果として成果が上がっているか。効果があるか。）

(２) 規定の見直しの視点

- ア 適合/適法（条例の立法趣旨に合っているか。他の法令に抵触していないか。）
- イ 権利/責務（主体の権利、役割、責務等が十分な内容となっているか。）
- ウ 地域/社会（現在の地域事情や社会経済環境に適した内容となっているか。）

2 検証の工程

検証は、次に挙げる工程により進めていきます。

工程	内容
【１】たたき台の作成	○検証のたたき台となる検証案を作成する。 ・事務局で検証案を作成し、各委員に事前送付する。
【２】意見出し	○検証のための「意見出し」を行う。 ・検証案を参考にして、意見出しを行う。 ・多くの意見が出るよう、複数のグループに分かれ、ワークショップ形式で意見出しを行う。 ・整理しやすいよう、出た意見を属性（視点）ごとに区分する。
【３】意見の整理	○意見の整理を行う。 ・「意見出し」で出た意見を、区分した属性（視点）ごとに順に考察し、意見を整理していく。
【４】検証結果の作成	○整理した意見をまとめ、審議会としての検証結果を作成する。 ・整理した意見を事務局でまとめ、検証結果を作成し、審議会にて確認する。

